

公営企業告示第1号

本 庁
出先機関

千曲市上下水道料金徴収等業務委託の実施について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき千曲市上下水道料金徴収等業務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月1日

千曲市長 小 川 修 一



- 1 受託者の名称 株式会社ジーシーシー自治体サービス
- 2 受託者の所在地 群馬県前橋市三俣町二丁目11-10
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 委託業務の範囲
 - (1) 窓口・受付業務
 - (2) 検針業務
 - (3) 検算業務
 - (4) 調定及び更正業務
 - (5) 収納業務
 - (6) 開栓・閉栓業務
 - (7) 精算業務
 - (8) 滞納整理業務
 - (9) 給水停止業務
 - (10) 検定期限満了メーター交換に伴う処理業務
 - (11) 不納欠損に伴う処理業務
 - (12) 市に対する情報提供
 - (13) 電算処理業務
 - (14) 伝票起票補助業務
 - (15) 事務引継ぎ業務
 - (16) その他、前各号に関連する附帯業務